

## 令和元年度災害時要援護者名簿の提供について

災害時要援護者支援については、各自治会町内会で日頃よりご尽力いただきまして、ありがとうございます。

意向確認の上作成した災害時要援護者名簿につきまして、令和元年度名簿を提供いたします。平成30年度の名簿については返却をお願いします。

また、災害時要援護者名簿を扱う方に関しては、1年に一度個人情報保護研修の受講が必要です。研修を実施の上報告書の提出をお願いします。

ご不明な点等ございましたら、担当までご連絡ください。

### 1 災害時要援護者名簿の提供について（協定締結地区のみ）

#### (1) 名簿の提供方法について

2月の区連会以降、ゆうパックで送付します。

- ◆ 地区連合単位で協定を締結している地区・・・連合町内会長宛に送付します。  
(綱島、大曾根、樽町、師岡、大倉山、城郷、新羽、新吉田、新吉田あすなろ)
- ◆ 単位自治会町内会ごとに協定を締結している地区・・・単位町内会長宛に送付します。  
(日吉、菊名、篠原、高田、大曾根の一部)

#### (2) 名簿の返却について

平成30年度の名簿については、名簿とともに同封しているレターパックに入れ、4月24日(金)までに返却をお願いします。

#### (3) 情報取扱者届（兼個人情報保護研修受講報告書）＜第2号様式＞の提出について

名簿を取り扱う方は、全員、毎年1回、個人情報保護研修を受講することとなっています。各単位町内会で、研修を実施後、同封しております返信用の茶封筒に入れて、5月29日(金)までに提出をお願いします。

※ 期限に間に合わない場合は、裏面に記載の高齢・障害支援課の担当までご連絡ください。

**【参考：区提供名簿の活用例】**

☆ 名簿掲載者に対し、発災時の支援要否を示す玄関扉用マグネットを配付した  
→ 直接訪問をせずとも発災時の安否確認や支援に向けた活動になっている

☆ 名簿掲載者に、あらかじめ訪問する旨の案内チラシをポスティングした  
→ 訪問する側、受ける側のどちらも心の準備ができ負担感の軽減につながる

☆ 既存の班を元に名簿掲載者を割振り、訪問する担当を設定した  
→ 日常的な活動の中に要援護者支援を組み入れることで負担を減らしている

担当：高齢・障害支援課高齢・障害係  
脇、谷口、大和田  
電話：540-2317  
FAX：540-2396